

防衛省新型インフルエンザ等対応

業務継続計画

平成28年9月

防 衛 省

## 目次

1	はじめに	1
1. 1	本計画の目的	1
1. 2	他の計画との関係	1
1. 3	本計画の適用範囲	2
1. 4	実施体制	2
1. 4. 1	平常時の体制	2
1. 4. 2	新型インフルエンザ等の発生時の体制	2
2	業務継続計画策定の前提となる被害状況の想定	3
3	業務継続計画の基本的考え方	4
3. 1	業務継続の基本方針	4
3. 1. 1	防衛省に求められる役割	4
3. 1. 2	業務継続の基本方針	4
4	業務の仕分け	5
4. 1	発生時継続業務	5
4. 1. 1	強化・拡充業務	5
4. 1. 2	一般継続業務	6
4. 2	縮小業務	6
4. 3	中断業務	6
5	業務継続のための執務体制	7
5. 1	指揮命令システムの確保	7
5. 2	業務継続計画の実施責任者	7
5. 3	新型インフルエンザ等の発生時の人事計画	7
5. 3. 1	人員計画等の作成	7
5. 3. 2	人員計画の運用	7
5. 3. 3	職員勤務シフト	8
5. 3. 4	通常の執務体制への復帰	9
6	業務継続のための執務環境の確保	11
6. 1	物資・サービスの確保	11
6. 2	情報通信器機の保守事業者等との連絡体制の整備	11
6. 3	医務室等	12

7	感染対策の徹底	12
7.1	基本的な知識の周知・徹底	12
7.2	入館管理	12
7.3	庁舎等内の感染対策	13
7.4	職場で発症者が出た場合の措置	14
7.4.1	庁舎等内における発症者への対応	14
7.4.2	濃厚接触者への対応	14
8	業務継続計画の実施	14
8.1	業務継続計画の発動	14
8.2	状況に応じた対応	14
8.3	通常体制への復帰	14
9	業務継続計画の公表、教育・訓練、見直し	15
9.1	公表	15
9.2	教育・訓練	15
9.3	見直し	15

別表第1 強化・拡充業務の分類一例

別表第2 一般継続業務及び縮小・中断業務一例

別紙様式 人員計画

#### 参考資料

参考1 勤務形態の検討（例）

参考2 備蓄品リスト（例）

参考3 職場における感染対策（例）

参考4 消毒剤及び消毒方法（例）

参考5 発生時における業務の仕分けの考え方（例）

## 1 はじめに

### 1. 1 本計画の目的

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生しているが、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を持っていないため、世界的な大流行（パンデミック）となれば、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響が生じることが懸念されている。また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。このため、発生時においては、感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護するとともに国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることが必要である。

このような事態に対応するため、平成24年5月に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）が制定され、平成25年6月には、特措法第6条の規定により新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成25年6月7日閣議決定。以下「政府行動計画」という。）が策定された。これを踏まえて防衛省においても、平成28年1月に防衛省新型インフルエンザ等対策計画（平成28年1月15日）を策定している。

また、平成26年3月には、新型インフルエンザ等（特措法第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等をいう。以下同じ。）の発生時においても、中央省庁がその機能を維持し必要な業務を継続することができるよう、新型インフルエンザ等の発生時に想定される社会・経済の状況やこれを踏まえた講ずべき措置を示し、各府省における適切な業務継続計画の作成を支援することを目的として「新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン」（平成26年3月31日新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議決定。以下「ガイドライン」という。）が策定されている。

今般、防衛省では、防衛省新型インフルエンザ等対策計画やガイドラインを踏まえ、新型インフルエンザ等の発生時の社会・経済の状況を想定し、防衛省が求められる機能を発揮し必要な業務を継続するための方法や手順を示すことを目的として、防衛省新型インフルエンザ等対応業務継続計画（以下「本計画」という。）を策定するものである。

### 1. 2 他の計画との関係

防衛省においては、「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」（平成26年3月28日閣議決定）に基づき、首都直下地震のリスクに応じた業務継続計画として「防衛省業務継続計画（首都直下地震への対応）」（平成27年10月1日改正）を策定しているが、新型インフルエンザ等については、表1「業務継続計画における地震災害と新型インフルエンザ等の相違」のとおり、被害の対

象、地理的な影響の範囲、被害の期間、災害発生及び被害制御の方法など、首都直下地震の場合とは異なる要素が多いため、新型インフルエンザ等に対応するための業務継続計画を別途策定することとした。

表1 業務継続計画における地震災害と新型インフルエンザ等の相違

項目	地震災害	新型インフルエンザ等
業務継続方針	○できる限り業務の継続・早期復旧を図る。	○感染リスクを勘案し、業務継続のレベルを決める。
被害の対象	○主として施設・設備等、社会インフラへの被害が大きい。	○主として、人への健康被害が大きい。
地理的な影響範囲	○被害が地域的・局所的となる。	○被害が国内全域、全世界的となる。
被害の期間	○過去事例等からある程度の影響の想定が可能。	○長期化すると考えられるが、不確実性が高く影響の想定が困難。
災害発生と被害制御	○主に兆候がなく突発する。 ○被害規模は事後の制御不可能。	○海外で発生した場合、国内発生までの間、準備が可能。 ○被害量は感染対策により左右される。

### 1. 3 本計画の適用範囲

本計画の適用範囲は、防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局及び防衛装備庁（以下「各機関」という。）とする。

### 1. 4 実施体制

#### 1. 4. 1 平常時の体制

防衛省は、新型インフルエンザ等の発生に備え、新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議に参画し、関係府省と一体となった取組及び情報交換等を行うとともに、「防衛省新型インフルエンザ等対策計画」に基づき、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進することとする。

また、防衛省は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つことを目的としている組織であるとともに、他方で新型インフルエンザ等の発生時においては、災害派遣等の活動が期待されていることから、必要な機能の低下が起こらぬよう、平素から感染予防、感染拡大の防止に努めるものとする。

#### 1. 4. 2 新型インフルエンザ等の発生時の体制

新型インフルエンザ等が発生した場合には、特措法第15条第1項の規定により内閣に新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）が設置され、基本的対処方針の決定等が行われる。また、内閣官房には、内閣官房副長官補（内政）を長とする新型インフルエンザ等対策本部事務局（以下「政府対策本部事務局」という。）が組織され、各種対策の調整等が行われる。

防衛省においては、防衛大臣が本計画を発動し、各機関は本計画に基づき、一部の業務を縮小し、必要な業務を遂行する。この際、人事教育局衛生官は、政府対策本部事務局との緊密な連携を図り、新型インフルエンザ等の発生段階に応じて職場における感染対策を変更し、各機関は、これに応じて継続すべき業務内容を変更するものとする。

## 2 業務継続計画策定の前提となる被害状況の想定

本計画は、表2「政府行動計画及びガイドラインで示された被害想定」に基づき策定する。

ただし、新型インフルエンザ等の流行規模や被害の程度は、出現したウイルスの病原性や感染力等に左右されるものであり、現時点において予測することは困難であることから、新型インフルエンザ等の発生時には、被害の状況及び事態の進行に応じて柔軟に対応しなければならない。

表2 政府行動計画及びガイドラインで示された被害想定

- |  |
|--|
| <p>○ 新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータ等を参考とした場合、以下のような影響が一つの例として想定される。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 国民の25%が、各地域ごとに流行期間（約8週間）の中でピークを作りながら順次り患</li><li>・ 医療機関の受診者：1,300～2,500万人</li><li>・ 死亡者：17～64万人</li><li>・ 職員本人のり患又はり患した家族の看病等により、職員の40%程度が欠勤する可能性を想定</li></ul> |
|--|

### 3 業務継続計画の基本的考え方

#### 3. 1 業務継続の基本方針

##### 3. 1. 1 防衛省に求められる役割

防衛省は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つことを目的としており、新型インフルエンザ等の発生時においても、最低限の国民生活の維持等に必要な業務であって、当該業務量を大幅に縮小することが困難なもの（以下「一般継続業務」という。）を継続的に実施するとともに、政府行動計画及び防衛省新型インフルエンザ等対策計画等で取り組むこととされている業務であって、新型インフルエンザ等の発生により新たに発生し、又は業務量が増加するもの（以下「強化・拡充業務」という。）を実施することが求められる。

##### 3. 1. 2 業務継続の基本方針

防衛省が上記の役割を十分に果たすためには、職員の生命や健康を確保するとともに、必要な業務を継続するために万全の対策を講じることが必要である。

このため、強化・拡充業務及び一般継続業務（以下「発生時継続業務」という。）を優先的に実施し、また、感染を最小限に抑えるため発生時継続業務以外の業務を、状況に応じて一時的に大幅に縮小又は中断し、職場における感染対策を徹底するとともに、発生時継続業務に必要な人員、物資、情報収集体制、相互連携体制等を確保することを基本的な考え方として、表3「業務継続の基本方針」を定める。

表3 業務継続の基本方針

- 発生時継続業務を優先的に実施
- 発生時継続業務以外の業務については、状況に応じて一時的に大幅に縮小又は中断し、必要な人員を発生時継続業務に投入
- 発生時継続業務以外の業務のうち、感染拡大につながるおそれのある業務については、極力中断
- 新型インフルエンザ様症状のある職員に対しては、病気休暇の取得及び外出自粛の徹底を要請
- 患者と濃厚接触し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第44条の3第2項の規定により外出自粛等を要請された職員に対しては、特別休暇の取得を認め、外出自粛の徹底を要請
- 発生時継続業務については、職場における感染対策を徹底し、勤務体制を工夫

## 4 業務の仕分け

### 4. 1 発生時継続業務

#### 4. 1. 1 強化・拡充業務

防衛省における強化・拡充業務は、主に次の各号に掲げる業務が該当し、細部については、別表第 1 を一例とし、各機関において定めるものとする。

##### (1) 実施体制と情報収集

人事教育局衛生官が中心となり、政府対策本部事務局等との緊密な連携の下、新型インフルエンザ等対策の実施体制を確立するとともに、新型インフルエンザ等に関する各種情報の収集等の業務を実施する。

##### (2) サーベイランス

人事教育局衛生官が中心となり、各機関と協力の上、新型インフルエンザ等の発生後の防衛省内における新型インフルエンザ等の発生状況を把握することにより、感染の拡大及びまん延の防止を図る。

※ サーベイランス【「政府行動計画」用語解説より】

見張り、監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

##### (3) 予防・まん延の防止

###### ア 感染の拡大防止対策

各機関は、感染予防の対策を講じることにより、新型インフルエンザ等の感染の機会の減少及びまん延の防止に努めなければならない。

###### イ 家きんに対する防疫対策

国内で高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザが発生し、急速に拡大している場合には、まん延の防止のため、緊急に対応する必要があり、都道府県による対応が困難である等やむを得ないと認められるときは、都道府県からの求めに応じ、適切な支援を行う。

###### ウ 水際対策

新型インフルエンザ等が海外で発生した場合には、在外邦人の輸送及び医官等による検疫支援等の水際対策を適切に実施する。

#### (4) 医療

人事教育局衛生官が中心となり、防衛医科大学校病院、自衛隊病院等における医療体制を確保するとともに、必要に応じ、不足する医薬品その他衛生器材等の確保に努める。

#### (5) 情報の提供及び共有

人事教育局衛生官が中心となり、新型インフルエンザ等の発生時には、関係機関への迅速かつ正確な情報の提供及び共有を行う。

### 4. 1. 2 一般継続業務

一般継続業務とは、最低限の国民生活の維持等に必要な業務であって、一定期間、縮小又は中断することで、国民生活、経済活動や国家の基本的な機能に重大な影響を与えることから、国内感染期であっても業務量を大幅に縮小することが困難なものである。

防衛省における主な一般継続業務は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、我が国を防衛することや国際平和協力活動などの継続的遂行に係る業務のほか、別表第2を一例とし、各機関において定めるものとする。

### 4. 2 縮小業務

縮小業務とは、中長期的な施策の検討に関する業務、新型インフルエンザ等の流行により社会及び経済が停滞する中で需要が減少すると見込まれる業務、教育訓練の一部等の縮小が可能な業務であって、これらの業務については、新型インフルエンザ等の流行の状況を踏まえ、感染拡大の可能性が低下するまでの間、その規模を縮小し、発生時継続業務に必要な人員を補充することを検討するものとする。

防衛省における主な縮小業務は、別表第2を一例とし、各機関において定めるものとする。

### 4. 3 中断業務

中断業務とは、延期したとしても国民生活に直ちに影響を与えるおそれが少ない業務、水際対策の観点から延期することが望ましい業務、新型インフルエンザ等の感染の機会となるおそれのある会議等の中断が可能な業務であって、これらの業務については、新型インフルエンザ等の流行の状況を十分に踏まえ、感染拡大が収まるまでの間、業務を中断することを検討するものとする。

防衛省における主な中断業務は、別表第2を一例とし、各機関において定めるものとする。

## 5 業務継続のための執務体制

### 5. 1 指揮命令系統の確保

新型インフルエンザ等の発生時において、業務上の意思決定の権限を有する官職に就く幹部職員が罹患する場合も想定されることから、代決権の確保等の措置を講ずる必要がある。したがって、発生時継続業務に携わる幹部職員については、感染リスクを極力抑える対策を講ずるとともに、あらかじめ代行者を指名しておくものとする。

### 5. 2 業務継続計画の実施責任者

業務継続計画の実施に当たり、各機関の各課室等には業務継続計画の実施責任者を置き、当該実施責任者は各課室等の長をもって充てるものとする。

### 5. 3 新型インフルエンザ等の発生時の人員計画

#### 5. 3. 1 人員計画等の作成

新型インフルエンザ等の発生時において、職員は、弾力的な執務体制をとることになる。

そのため、業務継続計画の実施責任者は、あらかじめ、発生時継続業務及びそれを実施するために最低限必要となる人員を把握した上で、職員の40%が欠勤することや業務の縮小又は中断により発生時継続業務に配分できる人員を想定するとともに、次に掲げる事項に留意し、別紙様式を参考として人員計画を作成しなければならない。

また、業務継続計画の実施責任者は、職員の感染リスクを下げる勤務方法、通勤方法、執務室の配置等を推進するものとする。

- 発生時継続業務について、他の課室等の支援又は交替制勤務の必要性について留意すること。
- 特定接種（特措法第28条第3項に規定する特定接種をいう。）の対象者について考慮すること。
- 専門知識が必要な業務及び業務遂行者が制限されている業務に従事する職員について、その代替職員又は代替方法について定めること。
- 家族の看病等により、出勤が困難になる可能性がある者を把握しておくこと。

#### 5. 3. 2 人員計画の運用

業務継続計画の実施責任者は、新型インフルエンザ等の発生時における人員計画の円滑な実施のため、職員及びその家族の感染状況、職員の症状別の対応と人事制度上の取り扱い（表4「職員の症状別の対応と人事制度

上の取扱い」参照）及び職員の出勤の可否を速やかに把握するための具体的手順を把握するとともに、感染リスクの低減に留意し、各発生段階（図1「新型インフルエンザ等の発生時の事業継続の時系列イメージ」参照）に応じて、弾力的に人員計画を運用する。

また、当該人員計画の運用に当たっては、発生時継続業務を少ない人員で行わざるを得なくなることから、その業務に従事する職員が、過労及び精神的ストレスにより健康を害することがないように配慮する。

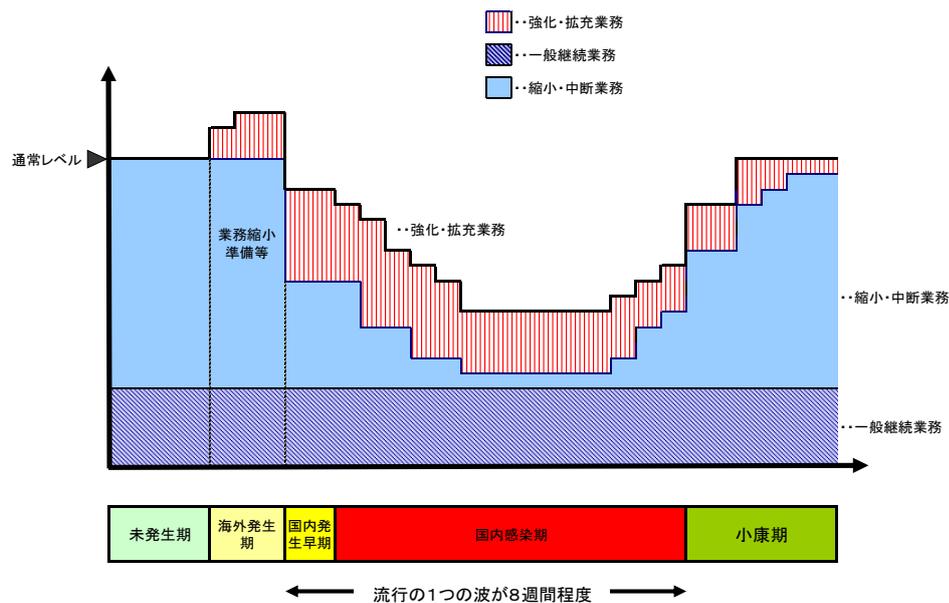


図1 新型インフルエンザ等の発生時の事業継続の時系列イメージ  
（新型インフルエンザ等による健康被害が重篤である場合）

### 5. 3. 3 職員勤務シフト

業務継続計画の実施責任者は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に掲げる事項に留意し、人員計画に基づき、おおむね1週間ごとに当面の職員勤務シフトを決定するものとする。その際、職員の出勤の可否及び業務の状況を踏まえ弾力的に調整するものとする。

#### (1) 海外発生期

業務継続計画の実施責任者は、発生時継続業務及び当該業務に必要な人員等を確認し、国内発生に備えて、具体的な人員配分を検討する。

#### (2) 国内発生早期及び国内発生期

防衛省において本計画が発動された場合には、各課室等はそれぞれの人員計画に定められた体制に移行する。その際、業務継続計画の実施責任者は、必要に応じ、各部局等の協力を得て、各機関内において職員の相互の

調整を行うこととする。

#### 5. 3. 4 通常の執務体制への復帰

新型インフルエンザ等の流行が小康期に入った場合には、通常の執務体制に速やかに復帰する。

表4 職員の症状別の対応と人事制度上の取扱い

症状の有無	患者との濃厚接触歴等	一般に要請される行動等	職員の対応及び人事制度上の取扱い	備考（法令上の規定、行動計画等の記述）
新型インフルエンザ様症状あり	—	入院、外出自粛又は自宅療養 （検疫時においては隔離又は停留） ※感染症法に基づく 外出自粛は国内発生早期のみ	病気休暇取得 ※インフルエンザ様症状がある場合、病気休暇を取得（症状を有しているにも関わらず病気休暇を取得せず、出勤しようとする職員に対しては、臨時の健康診断を受診させる。）	○ 感染症法第19条の規定により、都道府県知事が入院を命令 ○ 感染症法第44条の3の規定により、都道府県知事が外出の自粛を要請 ○ 検疫時においては、検疫法（昭和26年法律第201号）第14条第1項第1号の規定による隔離又は検疫法第14条第1項第2号の規定による停留を実施
新型インフルエンザ様症状なし	患者との濃厚接触あり （濃厚接触者）	外出自粛 （検疫時においては健康監視又は停留） ※感染症法に基づく 外出自粛は国内発生早期のみ	特別休暇取得	○ 感染症法第44条の3の規定により、都道府県知事が外出の自粛を要請 ○ 検疫時においては、検疫法第18条及び感染症法第15条の3の規定による健康監視又は検疫法第14条第1項第2号の規定による停留を実施
	学校・社会福祉施設等 （保育所・介護老人保健施設等の通所サービス等を提供する施設） に通う家族あり	育児、介護等	年次休暇取得等	○ 特措法第45条第2項の規定により、都道府県知事が学校・社会福祉施設等の施設使用制限等を要請

## 6 業務継続のための執務環境の確保

### 6. 1 物資・サービスの確保

新型インフルエンザ等の発生時において業務を継続して行うためには、次の各号に掲げる物資又はサービスなどを継続して確保しておくことが必要となる。そのため、平素から当該物資及びサービスをリストアップし、物資については計画的に備蓄を進めなければならない。

#### (1) 庁舎等・電力・空調・エレベータ

各機関の庁舎等を管理する担当課等（例えば、市ヶ谷地区にあっては大臣官房会計課庁舎管理室）は、庁舎等の管理、警備、清掃及び消毒業務並びに各種設備の維持、点検及び修理などが、新型インフルエンザ等の発生時においても継続して確保されるよう努めなければならない。

#### (2) 情報通信機器等

各機関の情報通信担当課等及び物品管理担当課等は、情報通信機器等の保守業務、消耗品の調達等が新型インフルエンザ等の発生時においても継続して維持されるよう努めなければならない。

#### (3) 感染防止用資器材

各機関の物品管理担当課等は、平素から職員及び来訪者の感染防止に必要な資器材の備蓄に努めなければならない。

#### (4) 庁舎等内食堂・売店等

各機関の庁舎等内で営業する食堂、売店等を管理する担当課等（例えば、市ヶ谷地区にあっては人事教育局厚生課）は、新型インフルエンザ等の発生時においても当該食堂、売店等に対して可能な限り営業の継続を依頼する。

#### (5) 仮眠室

各機関内の会議室等を管理する者は、新型インフルエンザ等の発生時において、当該会議室等を職員の仮眠室として提供できるよう準備を行わなければならない。

### 6. 2 情報通信機器の保守事業者等との連絡体制の整備

新型インフルエンザ等の発生時においては、関係機関との情報共有及び海外からの情報収集が重要となるため、情報システムの維持は不可欠である。そのため、各機関の情報通信担当課等は、6. 1 (2) に基づく対応に加え、情報通信機器の保守事業者等との連絡体制を整備する。

### 6. 3 医務室等

防衛省庁舎医務室は、人事教育局衛生官の指示に基づき業務継続計画を策定し、新型インフルエンザ等の発生時における診療方針及び体制を明確にするとともに、医薬品等の備蓄に努めなければならない。また、各機関の医務室等においても、業務継続計画を策定することが望ましい。

## 7 感染対策の徹底

### 7. 1 基本的な知識の周知・徹底

人事教育局衛生官は、発生時継続業務を適切に実施し、又は継続するため、職員及びその家族に対し、新型インフルエンザ等に関する基本的な知識の周知及び徹底を図らなければならない。

### 7. 2 入館管理

各機関は、発生時継続業務を適切に実施し、又は継続するため、人事教育局衛生官の指示に従い、新型インフルエンザ等の各発生段階に応じて、入館管理（表5「入館管理の方法」参照）を実施する。

表5 入館管理の方法

発生段階	実施内容
海外発生期	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 職員に出勤前の体温測定を義務付ける。</li><li>○ 発熱症状があり、新型インフルエンザ等の発生国への渡航歴がある職員又は新型インフルエンザ様症状がある職員に対しては、帰国者・接触者相談センターに相談させ、その結果を報告させるとともに、必要に応じて病気休暇の取得を要請する。</li></ul> ※ 「政府行動計画」のⅢ（5）－3参照。

国内発生早期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引き続き、職員に出勤前の体温測定を義務付ける。</li> <li>○ 発熱症状がある職員に対しては、帰国者・接触者相談センターに相談させ、その結果を報告させるとともに、必要に応じて病気休暇の取得を要請する。</li> <li>○ 各機関の近傍で感染者が出た場合には、来訪者の庁舎等内への立入制限を開始する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 庁舎等の入口等に、立入制限をしている旨を掲示する。</li> <li>● 来訪者に対し、発熱の有無を確認する。</li> <li>● 原則として、発熱症状がある者の庁舎等内への立入を禁止する。(新型インフルエンザ等の診察治療を行う場所を除く。)</li> <li>● 来訪者に対し、マスクの着用を促す。</li> </ul> </li> <li>○ 通勤方法を見直す。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 公共交通機関を利用しない方法(自動車、自転車、徒歩等)による通勤を検討させる。</li> <li>● 公共交通機関を用いて通勤せざるを得ない場合には、マスクの着用を促す。</li> </ul> </li> </ul>
国内感染期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引き続き、来訪者への立入制限を行う。</li> <li>○ 引き続き、通勤方法の見直しを継続する。</li> </ul>
小康期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 感染状況に応じて国内感染期の対策を緩和する。</li> </ul>

### 7. 3 庁舎等内の感染対策

各機関は、発生時継続業務を適切に実施し、又は継続するため、人事教育局衛生官の指示に従い、新型インフルエンザ等の各発生段階に応じて、庁舎等内の感染対策(表6「庁舎等内の感染対策」参照)を実施する。

表6 庁舎等内の感染対策

発生段階	実施内容
海外発生期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消毒用アルコール製剤及びマスク等の備蓄品の配置・配布の準備をする。</li> </ul>
国内発生早期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 手洗いや消毒用アルコール製剤による手指消毒を実施する。</li> <li>○ マスクの着用を促進する。</li> <li>○ 執務室の清掃及び消毒を実施する。</li> <li>○ 感染防止のため、ゴミの処理を適切に実施する。</li> </ul>
国内感染期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引き続き、国内発生早期の感染対策を実行及び強化する。</li> </ul>
小康期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 感染状況に応じて、国内感染期の感染対策を緩和する。</li> </ul>

## 7. 4 職場で発症者が出た場合の措置

### 7. 4. 1 庁舎等内における発症者への対応

庁舎等内で新型インフルエンザ様症状があり、発症の疑いのある職員が出た場合には、直ちにその旨を医務室等に連絡し、当該職員にマスクを着用させた後、医務室等に移動させるとともに、当該職員の自席の周辺や当該職員が触れた可能性のある箇所等を消毒しなければならない。

当該医務室等の対応者はマスクなど個人防護具を着用の上対応し、当該対応者は海外発生期又は国内発生早期においては帰国者・接触者相談センターに連絡し、措置について確認を行わなければならない。

### 7. 4. 2 濃厚接触者への対応

新型インフルエンザ等の発症の疑いのある職員が新型インフルエンザ等と診断され、当該職員の濃厚接触者に対して保健所から感染症法第44条の3第2項の規定による外出自粛等が要請された場合には、当該濃厚接触者に対して、特別休暇の取得及び外出自粛の徹底を要請する。

## 8 業務継続計画の実施

### 8. 1 業務継続計画の発動

防衛省は、海外で新型インフルエンザ等が発生し政府対策本部が設置された場合には、内閣官房に設置される政府対策本部事務局と緊密な連携を図り、状況に応じて本計画を発動し、速やかに人員計画に定められた体制等に移行するものとする。

また、初期段階（海外発生期、国内発生早期）においては、発生した新型インフルエンザ等の重篤性、感染力等が明らかでない場合であっても、発生時継続業務以外の業務は、状況に応じて縮小又は中断し、感染リスクの軽減を図るものとする。

### 8. 2 状況に応じた対応

業務継続計画の実施責任者は、新型インフルエンザ等の流行の進展に応じ、人員計画に沿って人員体制等を変更する。その際、業務継続計画の実施責任者は、業務遂行上生じた問題等について、情報を集約した上で、人事教育局衛生官と連携し関係部局と必要な調整を行う。

### 8. 3 通常体制への復帰

防衛省は、政府対策本部が小康期に入ったことを宣言した場合には、通常体制への移行を検討する。また、自衛隊の部隊等における通常体制への移行の時期については、それぞれの地域的な流行等の状況を踏まえ、あらかじめ検討しておくこととする。

発症した職員の多くは治癒し、就業可能となることが想定されるが、小康期に入った後も、第二波、第三波の流行のおそれがあり、ウイルスの変異等により、治癒した職員も再度感染し、重症化するおそれがあるため、単に感染対策を緩めるだけではなく、第二波、第三波に備えた対応も検討しなければならない。

## 9 業務継続計画の公表、教育・訓練、見直し

### 9. 1 公表

本計画は、新型インフルエンザ等の発生時における防衛省の対応について定めたものであるが、部外の関係者に関わる部分を含むものである。そのため、本計画の概要を公表し、必要に応じて説明を行うなど、国民等に対する広報を行い、新型インフルエンザ等の発生時には、一部の業務を縮小又は中断せざるを得ないことについて理解を求めなければならない。

### 9. 2 教育・訓練

各機関は、本計画の実効性を高めるため、職員に対し、新型インフルエンザ等の発生時の対応について周知し、理解させるとともに、初動体制を整備し、庁舎等内において発症者が出た場合の対応等を想定した訓練を定期的実施しなければならない。

### 9. 3 見直し

防衛省は、新型インフルエンザ等に対する新しい知見が得られた場合、政府行動計画等の変更が行われた場合、訓練等を通じて課題が明らかになった場合等には、必要に応じ、本計画の見直しを行わなければならない。

また、人事教育局衛生官は、各機関における教育・訓練の取組状況等について、定期的に確認しなければならない。

## 強化・拡充業務の分類一例

業務の種類	具体的な項目	必要な対応等
<b>①実施体制と情報収集</b>		
危機管理体制	発生時の対策本部設置及び維持、運営	必要に応じて対策本部の庶務を行う
	防衛会議の開催	必要に応じて会議の庶務を行う
情報収集と関係機関との連携	新型インフルエンザ等に関する各種情報の収集	平時からの国内外情報、他省庁の動向、医療機関の対応及び部隊等の活動に資する情報の収集
	政府の体制強化	政府の新型インフルエンザ等対策本部等への参加
	国・地方自治体等との連携強化と体制の整備	平時からの情報収集、関係機関(厚生労働省、医師会等)との調整、連携、協議等の実施
<b>②サーベイランス</b>		
サーベイランス業務	新型インフルエンザ等発生状況の把握	機関、大学、病院等の発生状況の報告(職員、学生、教職員、入院患者及び外来患者を含む。)
<b>③予防・まん延の防止</b>		
鳥インフルエンザの防疫対策	家きんに対する防疫対策	計画等に基づき、関係機関等の要請による部隊支援要領の協議・調整・実施
水際対策等	在外邦人の輸送	計画等に基づき、関係機関等の要請による部隊支援要領の協議・調整・実施
	医官等による検疫支援	・計画等に基づき、関係機関等の要請による検疫支援の協議・調整・実施(検疫要員派遣後の欠員対応の検討) ・個人防護具、プレパンデミックワクチン接種、抗インフルエンザウイルス薬の投与等
感染拡大防止対策	部隊等における感染対策	・感染対策の指導強化 ・マスク着用、うがい、手洗いの励行、消毒液・マスク等の配布、外出の制限、執務室内の換気等 ・医学的助言に関する業務(特に新型インフルエンザ等に関すること。) ・保健衛生指導の計画・実施に関する業務 ・新型インフルエンザ等に関する教育訓練
	り患学生の管理に関する業務	隔離場所の確保、生活支援(食事、寝具等)
	新型インフルエンザ等発生に伴う休校、採用試験等に関する業務	・学年閉鎖の基準の設定 ・日程、試験場及び試験監督官等人員の調整 ・未受験者救済処置に関する業務(追試験等)
	緊急物資等の輸送	計画等に基づき、関係機関等の要請による部隊支援要領の協議・調整・実施
ワクチン	新型インフルエンザワクチンの接種	・国内外情報、他省庁の動向、医療機関の対応等の情報収集 ・新型インフルエンザワクチンの調達 ・接種日・場所の設定等 ・共済の被扶養者への接種助成を含む
<b>④医療</b>		
医療体制の確保・維持	防衛医科大学校病院及び自衛隊病院等における診断・治療	国内外情報、他省庁の動向、医療機関の対応等の情報収集
	防衛医科大学校病院、自衛隊病院及び各医務室の連携	・関係部署との調整等 ・患者の病院への移送(車両管理を含む。)
	新型インフルエンザ等患者対応業務	・新型インフルエンザ等対応マニュアルの作成・配付 ・問い合わせ対応、受付等 ・発熱外来診察室の設置 ・新型インフルエンザ等医療体制(当直医の指定等)の確立 ・新型インフルエンザ等患者専用入院病床の設置
医薬品・医療資器等の安定供給	資器材等の調達	・衛生資器材の現況掌握に関する業務 ・抗インフルエンザウイルス薬、診断キット、マスク、消毒液等の備蓄及び安定供給手段の検討
抗インフルエンザウイルス薬	抗インフルエンザウイルス薬の投与	国内外情報、他省庁の動向、医療機関の対応等の情報収集

⑤情報提供・共有		
新型インフルエンザ等に関する 情報提供・共有	関係機関、国民一般等への情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県・市・医師会等への新型インフルエンザ等に関する情報提供・共有</li> <li>・関係部署との調整等</li> <li>・報道機関からの取材協力等</li> <li>・各種データの収集・分析と公表(新型インフルエンザ)</li> <li>・ホームページ(病院診療関連)での広報</li> </ul>

## 一般継続業務及び縮小・中断業務一例

	業 務 内 容
一般継続業務	1 行政文書に関する業務(公印管理、審査、発簡、来簡、配布、接受、管理等)
	2 情報保全等に関する業務
	3 予算に関する業務(概算要求、執行計画、予算管理、示達調整等)
	4 電気設備、情報通信設備の維持管理等に関する業務
	5 庶務に関する業務
縮小・中断業務	1 【縮小】物品管理(化学器材、車両、火器、施設器材等)に関する業務
	2 【縮小】調達・契約・出納等に関する業務
	3 【縮小】教育・訓練に関する業務(計画作成、調整・検閲、米軍の訓練に係る調整等含む。)
	4 【縮小】防衛交流、国内外の他機関との技術交流に関する業務
	5 【縮小】調査・研究に関する業務(防衛技術、世論調査等)
	1 【中断】不急の会議の開催に関する業務
	2 【中断】各種主催行事に関する業務(研究発表会、講演会等)
	3 【中断】視察、施設見学等に関する業務



# 参考資料

## 参考1 勤務形態の検討（例）

発生時継続業務を中断しないための勤務形態の検討例を示す。

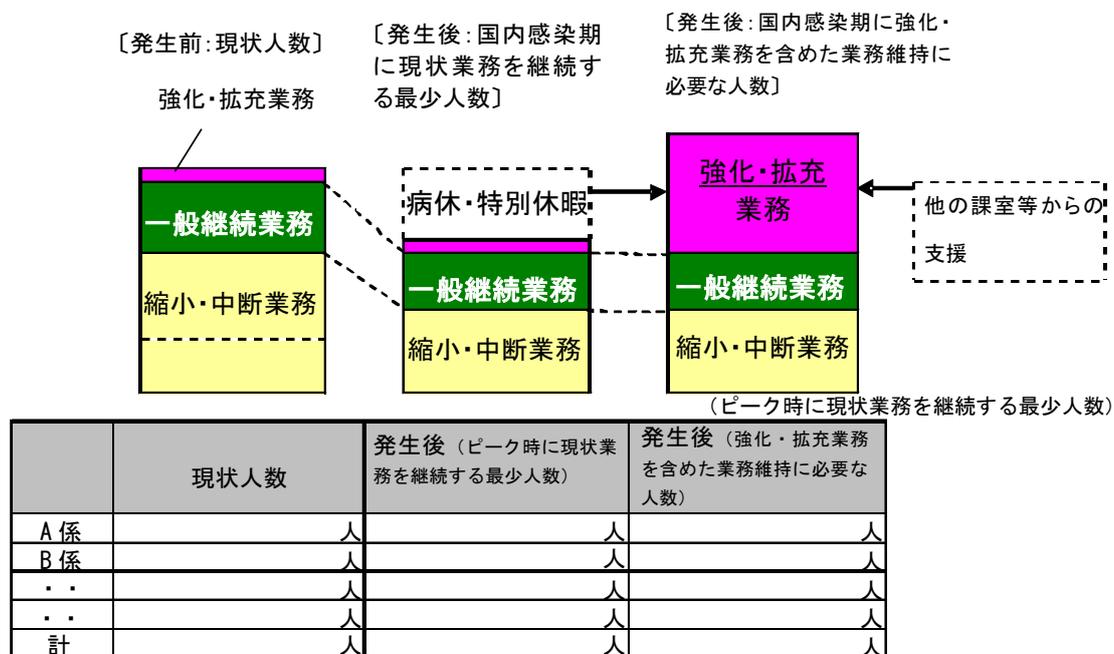
帳票を利用して人員計画を策定

課室等单位で業務の継続に必要な人員数を記載した帳票を作成し、人員の過不足を確認し、必要があれば、他の課室等からの支援を要請する。

例えば、係ごとに、平常時における業務を、強化・拡充業務、一般継続業務、縮小・中断業務に区分する。その上で、当該係において、国内感染期における一般継続業務及び縮小・中断業務のために必要な最小限の人員数を確認する。

また、当該係において、強化・拡充業務に従事する人員を想定し、上記の人員数に加えることにより、国内感染期に必要と予想される人員数を算出する。

表1 人員計画を策定するための帳票のイメージ



各課室等において、帳票に基づき、各係と業務区分ごとの必要人員数を確認した上で、他の課室等の業務継続計画の実施責任者に対し支援を要請し、又は他の課室等への支援差し出し可能人員を報告する。検討に当たっては、国内感染期に職員の40%が欠勤することを想定する。

参考2 備蓄品リスト（例）

新型インフルエンザ等の発生に備え、計画的に備蓄を進める。

使用者	物品	留意点
一般職員	サージカルマスク（医療用の不織布製マスク）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発症者が使用</li> <li>・使い捨て</li> </ul>
	家庭用の不織布製マスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員は、必要に応じ、執務室内において自らのマスクを着用することが促される。</li> <li>・使い捨て。1日1枚必要</li> </ul>
	消毒用アルコール製剤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参考4「消毒剤及び消毒方法について（例）」を参照</li> </ul>
	庁舎内等消毒剤	
	清拭用資材（タオル、ガーゼなど）	
	ふた付きゴミ箱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・呼吸器系分泌物（鼻汁・痰など）を含んだティッシュを捨てる際は、感染対策の観点から、ゴミ箱はふた付きの方がより望ましい。</li> </ul>
	食料品・飲料水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宿直職員や深夜勤務職員用</li> </ul>
	抗インフルエンザウイルス薬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タミフル・リレンザ等を備蓄</li> </ul>
医療従事者 水際対策関係者等	感染防止衣（上・下）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水を通さない材質</li> <li>※80℃10分間以上の熱水消毒と乾燥を行う等、十分に清潔にし、その行程に耐えうる感染防止衣を使用する場合には、再使用を否定するものではない。</li> </ul>
	手袋	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水を通さない材質</li> <li>・手指にフィットするもの</li> <li>・使い捨て</li> </ul>
	N95マスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フィットテストを行い、使用することが想定される者には、あらかじめ教育・研修を実施</li> <li>・使い捨て</li> </ul>
	ゴーグル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・患者由来の液体が目に入らないように防御</li> <li>・救急搬送後、十分な消毒を行った場合には再使用可能</li> </ul>

参考3 職場における感染対策（例）

基本方針（案）	実施方法（具体例）
<p>①業務・通勤方法の見直し</p> <p>業務の絞込み</p> <p>勤務時間・場所の見直し</p> <p>業務方法の見直し</p> <p>出勤方法の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急性のない業務の縮小・中断</li> <li>・ 交替制勤務</li> <li>・ 職場内での宿直の実施</li> <li>・ 時差出勤制度の活用</li> <li>・ 出張の中止</li> <li>・ 会議の中止（電子メール・電話の利用、WEB会議の導入等）</li> <li>・ 公共交通機関を用いない方法（自転車、徒歩等）による出勤の検討</li> <li>・ 公共交通機関を用いて出勤せざるを得ない場合、マスク着用を促す。</li> </ul>
<p>②入館管理</p> <p>インフルエンザ様症状を有する職員の出勤自粛</p> <p>来訪者及び職員の庁舎内への入場制限</p> <p>来訪者へのマスク着用の促進</p> <p>来訪者の執務室内への入場禁止</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員に出勤前の体温測定を促し、発熱症状のある場合には、海外発生期又は国内発生早期においては帰国者・接触者相談センターに、国内感染期においては病院・診療所に相談した上、その結果を連絡させる。当該職員に対しては、必要に応じて、病気休暇を取得するよう要請する。</li> <li>・ 適宜、出勤時の問診又は体温測定を行う。</li> <li>・ 庁舎の入り口及びホームページに、入場制限をしている旨を掲示する。</li> <li>・ 発熱（38度以上）している来訪者及び職員は、入場や出勤を拒否する。</li> <li>・ 来訪者には、必要に応じ、マスクの着用を促す。</li> <li>・ 執務室への入場を禁止する。</li> <li>・ 来訪者が立ち入れる場所（会議室等）を設定する。</li> </ul>
<p>③執務室内での感染防止</p> <p>手洗い・手指消毒</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職場や訪問スペースに出入りする人は必ず手洗いを行う。そのために、訪問スペースに入る前に手洗い場所（手指消毒場所）を設置する。手洗い場所の設置が難しい場合、速乾性消毒用アルコール製剤を設置することも有効である。</li> </ul>

清掃・消毒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要に応じて、机、電話の受話器、スイッチ等の複数の人が触る場所を清掃・消毒する。</li> </ul>
対面の会議の中止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談や説明は、できる限り電話やメールで行う。</li> </ul>
家庭用不織布製マスクの着用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発症した職員に対し、マスクを着用させる。</li> <li>・ 窓口業務等の特に着用が推奨される職員のうち、何らかの理由で自らのマスクを所持していない職員に対しては、必要に応じ、備蓄しておいたマスクを配布する。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> </ul>
使用済ティッシュペーパーの処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ふた付きの専用ゴミ箱を置く。</li> </ul>
④その他	
食堂での感染対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食堂の時差利用により接触距離を保つ。</li> </ul>

#### 参考4 消毒剤及び消毒方法（例）

インフルエンザウイルスには次亜塩素酸ナトリウム、イソプロパノール又は消毒用エタノールなどが有効である。なお、消毒剤の噴霧は、不完全な消毒やウイルスの舞い上がりにより、消毒実施者の健康被害につながる危険性もあるため、実施するべきではない。

##### （消毒剤）

###### 1 次亜塩素酸ナトリウム

次亜塩素酸ナトリウムは、原液を希釈し、0.02～0.1w/v%（200～1,000ppm）の溶液、例えば塩素系漂白剤等を用いる。消毒液に浸したタオル、雑巾等による拭き取り、又は該当部分を消毒液に直接浸し消毒を行う。

###### 2 イソプロパノール又は消毒用エタノール

70v/v%イソプロパノール又は消毒用エタノールを十分に浸したタオル、ペーパータオル、脱脂綿等を用いて拭き取り、消毒を行う。

##### （消毒対象）

###### 1 食器・衣類・リネン

食器・衣類・リネンは、洗浄・清掃を行う。また、衣類やリネンに患者由来の体液（血液、尿、便、喀痰、唾液等）が付着し、洗濯等が不可能である場合は、当該箇所にアルコール製剤を用いて消毒する。

###### 2 壁、天井の清掃

患者由来の体液が明らかに付着していない場合には、清掃の必要はないが、体液が付着している場合には、当該付着している箇所を広めに消毒する。

###### 3 床の清掃

患者が滞在した場所の床については、有機物にくるまれたウイルスの除去を行うために、濡れたモップ、雑巾による拭き取り清掃を行う。また、明らかに患者由来の体液が存在している箇所については、消毒を行う。

###### 4 庁舎等周辺の地面（道路など）

人が手であまり触れない地面（道路など）の清掃は、必要性は低いと考えられる。

参考5 発生時における業務の仕分けの考え方（例）

		業務の性格	発生時の体制（例）	稼動人員
発生時継続業務	強化・拡充業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>政府行動計画や新型インフルエンザ等対策ガイドラインで取り組むこととされている業務であって、新型インフルエンザ等の発生により、新たに業務が生じ又は業務量が増加するもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内発生時から、状況に応じ、体制を維持、強化</li> <li>縮小・中断業務から人員補充</li> </ul>	<p>【増加】</p> <p>通常人数から出勤不可能人数を減じ、縮小・中断業務からの補充人数を加える。</p>
	一般継続業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>最低限の国民生活の維持等に必要な業務であって、一定期間、縮小・中断することにより国民生活、経済活動や国家の基本的機能に重大な影響を与えることから、業務量を大幅に縮小することが困難なもの</li> <li>発生時継続業務を継続するための環境を維持するための業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内発生時から、状況に応じ、体制を維持</li> <li>必要に応じて、縮小・中断業務から人員補充</li> </ul>	<p>【若干減少】</p> <p>通常人数から出勤不可能人数を減じ、縮小・中断業務からの補充人数を加える。</p>
発生時継続業務以外の業務（縮小・中断業務）		<ul style="list-style-type: none"> <li>中長期的な業務など、緊急に実施することが必須ではなく、一定期間、大幅な縮小又は中断が可能な業務</li> </ul> <p>※施策の実施が遅れることにより国民生活や経済活動に一定の影響はあるが、業務資源の配分の優先順位の観点から一定期間の大幅な縮小又は中断がやむを得ないもの。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内発生時以降状況に応じ業務縮小を開始し、強化・拡充業務へ人員を補充</li> <li>必要に応じて、スプリットチームを活用</li> </ul>	<p>【大幅減少】</p> <p>通常人数から出勤不可能人数及び強化・拡充業務への補充人数を減じる。</p>